

「業務上」「事故発生」の事実確認ができない場合はどうする？

# 会社が「事業主証明」を拒否した場合の労災保険給付請求書の取扱い

特定社会保険労務士 高橋 健

労働者が労働災害により負傷したり疾病にかかったりして労災保険の給付を請求する場合、請求書に事業主の署名が必要となり、この署名のことを「事業主証明」と言います。

この事業主証明をめぐる、事業主側からは、「社員から『自分がうつ病と診断された原因は、業務による心理的負荷だと思うので労災請求をしたい』と言われましたが、会社としては、事業主証明はできないと考えています。どのように対応すればよいですか？」「3日前に倉庫内で棚の角に膝をぶつけたという社員が労災請求をしたいと申し出てきたのですが、当日現場に居合わせた者がなく、今日まで本人から報告を受けていなかったの、仕事上の事故だったのか会社として事実確認ができません。当日は、膝を痛がる素振りも見られませんでした。この場合も事業主証明はしなければいけないのですか？」などといった相談が寄せられます。一方、従業員側からは、「会社が労災保険給付の請求書の事業主証明をしてくれないのですが、どうすればよいですか？」という相談も寄せられるところです。

そこで、本稿では、労災保険給付の請求書における「事業主証明」について、事業主側からみた対応について解説します。

## 1 労災保険給付の請求書における「事業主証明」の意義

労働者が業務を遂行するにあたり、負傷したり疾病に罹患したりした場合には、労働者等が労災保険給付の請求書を労働基準監督署に提出（労災指定医療機関等で受診した場合は当該指定医療機関経由で提出）しますが、この請求書の記載事項については、労災保険法施行規則12条に右の通り定められています。

同様に、同12条の2以下に保険給付の種類ごとに請求にあたっての請求書の記載事項が定められています。

各請求書の事業主証明は、この施行規則

を根拠に行わなければならないものとされており、それぞれの請求書には事業主証明欄が設けられています。

会社には労働者の労災保険給付請求その他の手続きにあたって助力、証明をすることが義務付けられていますが、同時に意見を具申することもできます（労災保険法施行規則23条、23条の2）。

### ■労災保険法施行規則

（療養補償給付たる療養の給付の請求）

第12条 療養補償給付たる療養の給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、当該療養の給付を受け

## 請求書の事業主証明欄

■ 様式第6号(表面) 労働者災害補償保険  
業務災害用  
療養補償給付たる療養の給付請求書

裏面に記載してある注意  
事項をよく読んで、  
記入してください。

標準字体で記入してください。

表印の欄は記入しないでください。  
(職員が記入します)

折り曲げる場合には(●)の所を谷に折り

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ニ	ン
2	7	フ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ド
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	ト	
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	

① 性別 ② 業務種別 ③ 保留 ④ 処理区分

※ 3 | 4 | 5 | 8 | 0

⑤ 労働者番号 ⑥ 受付年月日 ⑦ 支給・不支給決定年月日

⑧ 性別 ⑨ 労働者の生年月日 ⑩ 負傷又は発病年月日 ⑪ 再発年月日

⑫ 氏名 (歳) ⑬ 負傷又は発病の時刻

⑭ 災害の原因及び発生状況 (あ) どのような場所(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は機械に(え)どのような不安全又は有害な状態があって(お)どのような災害が発生したかを詳細に記入してください。

⑯ 指定病院等の名称 所在地 電話番号 局番 郵便番号

⑰ 傷病の部位及び状態

⑱ 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 電話番号 局番

ようとする第11条第1項の病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者（以下「指定病院等」という。）を経由して所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

- 一 労働者の氏名、生年月日及び住所
- 二 事業の名称及び事業場の所在地
- 三 負傷又は発病の年月日
- 四 災害の原因及び発生状況
- 五 療養の給付を受けようとする指定病院等の名称及び所在地

2 前項第3及び第4号に掲げる事項については、事業主の証明を受けなければならない。(以下略)

(事業主の助力等)

第23条 保険給付を受けるべき者が、事故

のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

- 2 事業主は、保険給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない。

(事業主の意見申出)

第23条の2 事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

2 前項の意見の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を所轄労働基準監督署長

に提出することにより行うものとする。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 業務災害又は通勤災害を被った労働者の氏名及び生年月日
- 四 労働者の負傷若しくは発病又は死亡の年月日
- 五 事業主の意見

## 2 事業主証明のない請求書の取扱い

上記の通り、請求書の提出にあたっては事業主証明を受けなければならないものとされていますので、事業主証明がないまま請求書を提出してしまうと、記載内容に不備があるということになります。

しかしながら、事業主証明欄の不備だけを理由として（例えば事業主証明を受けてから再提出するよう請求人に依頼を行い）、証明が得られるまでの間、労働基準監督署による支給（もしくは不支給）決定事務が行われないというのは、保険給付の請求にかかる時効との関連も相まって、「労働者の負傷、疾病、（中略）に対して迅速かつ公正な保護をするため、（以下略）」という、労災保険法が目的とするところではありません。

そこで、労働基準監督署における実務としては、事業主が証明拒否をしている請求書についても受理をし、事業主から「証明拒否理由書」という文書を提出させることとしています。

## 3 事業主証明拒否と労働基準監督署による認定調査

労働基準監督における認定調査は、提出

された請求事案について、①業務上災害、通勤災害に該当するかどうか、②業務上疾病に該当するかどうか、③給付対象者の妥当性、④給付額の妥当性について判断するために行われるものであり、事業主証明がなされていない場合は、事業主に対する調査の一環として、事情聴取等を行うということになります。

あくまでも事案内容にかかる調査を行うのであって、事業主証明の有無が調査結果に影響することはありません。

## 4 事業主としての対応

「事業主証明をするということは、事業主が労災であることを認めたことになってしまう」として、また、労災認定と併せて民事上の損害賠償請求がなされた場合の影響を考慮して事業主証明を拒否している事例も見受けられるところですが、労災保険としての給付対象になるのかどうかは、労働基準監督署長が様々な調査を重ねて判断することです。

労災保険給付請求書への証明を拒否する理由は様々だと思いますが、上記1で説明した通り、労働基準監督署長への文書によって事業主としての意見をはっきりと申し出て、労働基準監督署における調査には適切に対応するという態度が必要であると考ええます。

請求を行う労働者または遺族に対して、事業主証明拒否の理由をはっきりと説明し、併せて、会社としては労働基準監督署における事情聴取、資料提出依頼等の調査には適切に応じるという態度を示すことが大切です。

なお、労働者死傷病報告については労働安全衛生法に基づき提出するものですので、提出漏れのないよう注意が必要です。

## 5 「証明拒否理由書」は どのように書けばよいか

事業主証明を拒否することの理由書については、定型の書式はありません。

証明を拒否する理由は様々ですので、労働基準監督署において理由を説明したうえで

で文面について相談されるとよいと思います。

ここでは、本稿の冒頭で紹介した、会社が事故について事実確認ができていないケースにおける理由書の作成例を以下に示しますので、参考にしてください（あくまでも参考であって、サンプルとなるものではありません）。

### ■証明拒否理由書の作成例

平成〇年〇月〇日

〇〇労働基準監督署長 殿

事業場所在地・事業主名  
労働保険番号

労災保険給付請求書における事業主証明拒否について

平成〇年〇月〇日に提出された「労働者〇〇〇〇」にかかる（例：休業補償給付請求書）については、記載された「災害の原因及び発生状況」の内容について事実として確認できていないことから、請求書における事業主証明をしないことと判断いたしました。

#### 【執筆者略歴】 高橋 健（たかはし たけし）

たかはし社会保険労務士事務所所長。特定社会保険労務士。昭和48年労働省（現厚生労働省）入省。厚生労働事務官として、労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署に勤務。労働基準監督署労災課長、労働局労災補償監察官を歴任して平成21年退官。厚生労働省在職中に社会保険労務士試験合格。平成22年特定社会保険労務士付記。著書に「元厚生労働事務官が教える 職場のうつと労災認定の仕組み」(日本法令)がある。

### 日本法令主催セミナー音声CD-ROM販売のご案内

#### 労基署における「労災認定調査・決定」のプロセスと労災申請実務のポイント

- 講師：特定社会保険労務士（元厚生労働事務官）高橋 健 氏
- セット内容：オリジナルレジュメ（11ページ）＋ CD-ROM（約2時間15分）
- 価格：15,000円（税込）→会員割引あり

**講義内容** ＊平成24年4月14日に行われたセミナーの音声収録されています。

- 1 「労災請求書受付」から「決定」まで
- 2 具体的調査
- 3 脳・心臓疾患事案の業務上外調査
- 4 精神疾患事案の業務上外調査
- 5 労災手続（請求手続）にあたっての留意点

ご注文の際は、うすみどり色の『セミナー開催のご案内』ページにある注文書をご利用ください。